

<まちづくり推進事業補助金 補足>

令和3年度 補足（前年度から解釈基準が変更となります）

指針：班で親睦の場をもち、“ふれあいを大切にするまちづくり”に貢献するためのサポート費用とする。

※対象者は自治会加入者及びその家族全員の為、補助金申請事項を実施する場合は、班員全員に（各家庭単位）実施の旨を連絡すること。

※このコロナの中、内容なども吟味頂き実施するかは班の中で決定して下さい。

※当補助金の申請は年度内につき1度とする。令和2年度に利用された班も今年度の解釈基準に則った申請は可。

開催前に内容を申請して頂き、補助金支給申請の受理を得たものに対し支給いたします。（申請後、許可までに時間を要するので早めに申請してください。）
開催後の報告書の内容が申請内容と異なる場合、または主旨にそぐわない場合によっては、支給不可となる場合がありますのでご注意ください。

以下の補助金支給の判断基準をご確認いただき、不明な点をご相談ください。

支給許可例)

1：自治会の夏祭りがなくなったので、班で夏祭りに代わるバーベキュー大会を企画し、松明組にサポートを依頼して実施したいので、バーベキューの費用を申請します。

→補助金を支給します。

2：班長主催で年に一度班の会議（打合せ）を行っているが、要望の検討や班長から班員への報告のみなので、班の会議のあと、親睦会を開き、雑談や会食を行う。

親睦会で飲食した費用を申請します。（お土産代などは含まれていません）

→補助金を支給します。

支給不可例)

1：班内での会議を年に一度行っているが、コロナのなか集まっての会食はできないとの判断し、その代わりにお土産を支給したい。お土産代を申請します。

→ふれあいを目的としているために却下します。(注：令和2年度より変更)

2：バーベキュー大会を実施したが、当日どうしても参加できない人がいたので不公平のないように代わりとなるお土産や図書券500円など配りたい。バーベキューの費用とお土産・図書券代を申請します。

→都合での不参加が本意ではなかった事は理解しますが、ふれあいの機会を大切にしたいとの主旨と乖離しますので、バーベキューの費用のみ支給します。

3：班内での会議のあと親睦会を行ったが、当日どうしても参加できない方がおられたので不公平をなくすために参加できなかった人にお土産を配りたい。

親睦会の費用とお土産代を申請します。

→都合での不参加が本意ではなかった事は理解しますが、ふれあいの機会を大切にしたいとの主旨と乖離しますので、お土産を除いた親睦会費用のみ支給します。

4：班内での会議のあと親睦会をおこなったが、一部の方がコロナが心配で親睦会への参加を見送られた。コロナ禍の中理解できたのでお土産を用意して手渡したい。

親睦会の費用とお土産代を申請します。

→コロナ禍のこのご時世で親睦会に参加できない事は理解しますが、ふれあいの機会を大切にしたいとの主旨と乖離しますので、お土産を除いた親睦会費用のみ支給します。

5：親睦会を実施しようとして、食べ物、飲み物を用意して開催したが、このコロナのなか長時間は難しいので10分で終了し、用意した食べ物や飲み物はもったいないので、持ちかえってもらった。

親睦会の費用を申請します。

→コロナの中、このご時世で親睦会を短くし飲食物ももったいないので持って帰っていただくのも理解します。ふれあいの機会を大切にしたいとの主旨ですので、10分での終了は、ふれあいとは考えるまでにはいかないとの判断で、申請を却下します。
親睦会は準備や片付けを含めずに30分以上を目途でお願いします。

都度判断)

6：班会議のあと親睦会を実施した。最後まで盛り上がりおられた方と、都合で15分で退席された方などがおられたが用意した飲食物が余りそうだったので、一部持ち帰ってもらった。

親睦会の費用を申請します。

→ 初めから持ち帰りが前提での準備の場合は却下しますが、親睦会を30分以上実施して飲食が余った場合は、持ち帰って頂いてOKです。

状況を確認させていただき、補助金の支給を判断します。

※親睦会の時間も30分以上としていますが目安です。都度、開催の状況を確認して役員で判断させていただきます。

※飲食物の持ち帰りの前提は、避けて頂きたいですが、目的がふれあいを大切にするので、親睦会に集中してやむなく飲食が余った場合は、持ち帰りもいいと考えます。都度、開催の状況を確認して役員の判断とさせていただきます。